

学校法人会計基準改正の動向

平成 25 年 12 月に文部科学省・日本公認会計士協会・日本私立学校振興・共済事業団の共催で新基準についての説明会が開催されました。そこでの資料や Q&A については、文部科学省の HP に掲載されています (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1342228.htm)。今回は、その中から「予算」について解説したいと思います。

文科省所轄学校法人は平成 27 年 4 月、知事所轄学校法人は平成 28 年 4 月から新基準を適用しますが、予算書はその前年度（文科省所轄は平成 26 年度、知事所轄は平成 27 年度）に作成しなければなりません。その予算書は、新基準に基づく様式となります。

ここで問題となるのが、2 年の比較型で予算書を作成している場合の前年度分予算まで新基準で読み替えて表示する必要があるか否かという点です。これについては、そもそも収支予算書の様式に関しては省令等の定めがなく、所轄庁から特に指定がない限り、必ずしも前年度対比型である必要はありません。そのため、平成 27 年度（知事所轄は平成 28 年度）予算は単年度予算でも結構ですし、前年度予算を組み替えた旨を注記した上で前年度対比型を採用しても結構です。

また、新基準における計算書類のうち、収支予算書として作成・提出するものの範囲も問題となります。これについては、新基準に定められている計算書類のうち、予算と決算を対比する様式のもの、すなわち「資金収支計算書」と「事業活動収支計算書」については収支予算書の作成が必須です。しかし、それ以外の「資金収支内訳表」、「人件費支出内訳表」、「活動区分資金収支計算書」、「事業活動収支内訳表」については予算と決算を対比する様式ではないことから、必ずしも収支予算書の作成が要求されているものではありません。そのため、所轄庁から別途通知等が発出されない限り、「資金収支計算書」と「事業活動収支計算書」に対応する収支予算書を提出すれば結構です。